

特定個人情報の取扱いに関する特約

(目的)

第1条 本特約は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定により、甲が乙に預託する特定個人情報の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもののうち、甲が収集し、又は保有するものをいう。
- (2) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報のうち、甲が収集し、又は保有するものをいう。

2 前項に規定のない用語は、法令及び個人情報保護委員会策定の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(以下「ガイドライン」という。)の定義に従うものとする。

(善管注意義務)

第3条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、甲から預託された特定個人情報を管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(安全管理)

第4条 乙は、ガイドラインに従い、甲から預託された特定個人情報の安全管理を行わなければならない。

2 乙は、甲から預託された特定個人情報を漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)することがないように必要な措置を講ずるものとし、乙の支配が可能な範囲において、甲から預託された特定個人情報の漏えい等に関し責任を負わなければならない。

(秘密保持義務)

第5条 乙は、甲から預託された特定個人情報を秘密として保持し、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令で定める場合は、この限りでない。

2 本条は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有するものとする。

(事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止)

第 6 条 乙は、甲から預託された特定個人情報を、甲が指定する区域から持ち出してはならない。

(特定個人情報の目的外利用の禁止)

第 7 条 乙は、甲から預託された特定個人情報を、本契約に定める目的以外に利用してはならない。

(再委託における条件)

第 8 条 乙は、甲から承諾を受けた場合は、本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託できるものとする。

2 乙は、前項により本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、本特約と同等の契約書を再委託先と締結するものとする。

(漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任)

第 9 条 乙は、甲から預託された特定個人情報の漏えい等、甲が指定する区域からの持出し又は本契約に定める目的業務以外の利用を確認した場合は、直ちに必要な調査及び影響を最小限にするための措置を講じ、並びに速やかに再発防止策を甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合は、乙に損害の賠償を請求できるものとする。

3 本条は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有するものとする。

(委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄)

第 10 条 乙は、本契約終了後に甲から要求がある場合又は法令の定めが必要がある場合は、直ちに甲から預託された特定個人情報を甲に返却しなければならない。ただし、甲から別に指示がある場合は、その指示に従って廃棄又はその他の処分をするものとする。

2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

第 11 条 乙は、甲から預託された特定個人情報を廃棄する場合は、次の各号に定める方法によるものとする。

- (1) 特定個人情報が記載されている書類等は、焼却、溶解又は微細に裁断する。
- (2) 特定個人情報が記録されている機器類又は電子媒体等は、専用データ削除ソフトウェアを利用し、又は物理的に破壊する。
- (3) 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、

容易に復元できない手段を採用する。

- 2 乙は、前項各号に定める方法により廃棄した場合は、速やかに廃棄した旨を証明する書面を甲に提出しなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第 12 条 乙は、甲から預託された特定個人情報を取り扱う従業者を明確にするために、当該従業者を管理する責任者及び必要最小限に限定した従業者をあらかじめ指定しておくこととし、甲から求められたときには速やかに届け出なければならない。

- 2 乙の当該責任者は、前項で指定した従業者以外の従業者に甲から預託された特定個人情報を取り扱わせてはならない。

(従業者に対する監督・教育)

第 13 条 乙は、前条に定める従業者に対して監督し、及び甲から預託された特定個人情報を適正に取り扱うための教育をしなければならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第 14 条 乙は、甲から要求がある場合は、速やかに本特約の遵守状況について書面で甲に報告しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の報告内容を踏まえて改善又は見直しの可否を協議し、必要と判断した場合は方法、期限及びその他必要事項を双方で協議して対応するものとする。

(委託先に対しての実地の調査)

第 15 条 甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上で、乙の業務に支障を生じさせない範囲において、随時に乙の施設に立ち入り、必要な調査を実施することができるものとする。乙は、合理的な事由がある場合を除き、甲又は甲の指定する者の調査に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の調査結果を踏まえて改善又は見直しの必要があると判断した場合は、乙に改善又は見直しを要求することができるものとする。

(協議)

第 16 条 本特約に定めがある事項で疑義が生じた事項又は本特約に定めがない事項については、甲及び乙で協議の上、円満に解決を図るものとする。